

こうひょう 14. 地方消費税交付金（社会保障財源化分）充当額について

決算額 321,443 千円 そのうち社会保障財源化分 183,933 千円

平成26年4月1日から消費税（国・地方）が5%から8%へ、令和元年10月から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされている。

令和5年度決算における社会保障施策関連経費への充当状況については、次のとおり。

（単位：千円）

事業名		決算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国(県)支出金	町債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
社会福祉	障害福祉サービス事業費	557,157	421,542	0	0	64,028	71,587
	保育所等給付費	594,503	414,030	0	9,831	68,320	102,322
	小計	1,151,660	835,572	0	9,831	132,348	173,909
社会保険	国民健康保険事業(特別会計繰出金)	122,359	72,238	0	0	14,061	36,060
	後期高齢者医療保険事業(特別会計繰出金)	59,256	37,768	0	6,588	6,810	8,090
	介護保険事業(特別会計繰出金)	205,940	0	0	0	23,666	182,274
	小計	387,555	110,006	0	6,588	44,538	226,423
保健衛生	予防接種事業費	35,153	0	0	0	4,040	31,113
	健康診査費	26,172	2,007	0	0	3,008	21,157
	小計	61,325	2,007	0	0	7,047	52,271
合計		1,600,540	947,585	0	16,419	183,933	452,603